

## 連載 講座

# 地域防災実戦ノウハウ(59) —シナリオ型被害想定(その11)—

Blog 防災・危機管理トレーニング  
主宰 日野宗門  
(元消防科学総合センター研究開発部長)

前回は、下表の「3. 対応シナリオを時系列で作成する」で、「活動種類」別対応シナリオ(全体シナリオ・ひな型)を作成しました。今回は、「活動主体」別対応シナリオ(全体シナリオ・ひな型)を作成することになります。

### シナリオ型被害想定の実施手順

1. 被害想定データを用意する (第51回)
2. 被害シナリオを時系列で作成する
  - 1の被害想定データなどから予想される被害状況を時系列で記述します。
    - ① 使用する「被害想定データ」(=想定ケース)を定める (第52~53回)
    - ② ひな型を用意する (第54回)
    - ③ ひな型に地域特性等を反映させる (第55回)
3. 対応シナリオを時系列で作成する (第56回~)
  - 2の被害状況のもとで、関係機関、住民等の予想される対応状況を時系列で記述します。

### 1. 活動主体別対応シナリオ(全体シナリオ・ひな型)の例

前回作成した「活動種類」別対応シナリオを「活動主体」別に編成しなおせば、活動主体別対応シナリオが完成します。その例を表1~表5に示します(活動主体別に編成しなおす際に記載内容の補足・修正を行いました)。

この表の例では、「活動主体」として一般的な(?)市町村の各課を念頭に置いています。皆さんの市町村の実状とは相違する部分もあると思われます。また、記載項目は例示的なものであり、記載もれの項目もあると考えられます。これらの点につきましてはご了承願います。

なお、表中における「(+〇〇課)」の記載は、その活動が「〇〇課」と連携して行うべきものであることを示しています。

## 2. 活動主体別対応シナリオ(全体シナリオ・ひな型)の特徴

活動主体別シナリオは、「自課が行うべき対応を容易に把握できる」、「各課の業務量の大小や業務量の偏りを把握し、人的・物的資源の配分を検討できる」という点で、活動種類別シナリオよりも優れているといえます。

後者の特徴の補足になりますが、被害シナリオ(あるいは被害想定結果)が要求する要対応量(対応需要量)と自課が保有する人的・物的資源とを突き合わせるにより、自課でどこまで対応可能かを知ることができます。例えば、「想定避難者数へ毛布、食料、水を安定的に提供するためには現状の担当課職員数で十分か」などです。このような検討はとっくの昔に行われているようであって実は多くの市町村で十分に行われていないのが実状です。シナリオ型被害想定をそのきっかけにしていだければと思います。

余談になりますが、表中の広報課の役割(の重要性)は皆さんの予想をはるかに超えているものと思います。以前にも「災害時の広報戦略」として稿を起こしたことがあります。災害時の困難な状況を打開していく上で「広報」の役割はきわめて重要です。「マスコミ対応」に終始しがちな日本の「災害広報」は、災害対応上の大きな弱点と言っても過言ではありません。

表1 活動主体別対応シナリオ（全体シナリオ・ひな型）－ 地震～2・3時間－（震度6強、早朝の地震発生）

発震～2・3時間	
被書シナリオ	(略)
活動主体別対応シナリオ	<p>(略)</p> <p>防災主管課 (災害対策本部事務局)</p> <p>&lt;自宅損壊等により職員及びその家族に死傷者が発生。自宅周辺で火災・生き埋めが発生及び道路・交通事情悪化のため、参加に支障をきたす職員が多い。また、参加途中で生き埋め、火災現場に遭遇した職員にはその場に留まり活動するものもいる。その結果、職員参加率は発震後1時間経過後も1～2割程度にとどまる&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全体活動指揮・調整開始</li> <li>○ 管内被害情報の収集（特に初動期必須情報の収集）</li> <li>○ 初動期の意思決定・活動に必須となる情報（例：「要救出事案数×倒壊家屋数」、「火災件数」、「二次災害危険」、「主要道路通行可否状況」）の収集</li> <li>○ 通信手段の点検、防災行政無線統制開始</li> <li>○ 職員に対し災害時優先電話の使用方法（災害時優先電話で電話を受けない、利用者の限定等）を徹底</li> <li>○ 関係機関（県、国、応援要請先、ライフライン関係機関等）との情報連絡・情報共有体制の確立</li> <li>○ 県へ第1報（被害状況、市町村の防災体制等）を報告</li> <li>○ 県に対し防災ヘリによる被害情報収集を要請</li> <li>○ 県等関係機関に対し広域応援要請（依頼）、受入準備の指示（関係課に対し窓口職員、現地活動調整職員の選任と要請先機関への連絡を指示）</li> <li>○ 自衛隊の災害派遣要請と受入準備の指示</li> <li>○ 自衛隊の災害派遣要請（被災者の救出・救護のための自衛隊の災害派遣要請を県へ依頼、県と連絡不能な場合はその旨及び市町村の災害の状況を直接自衛隊へ通知する）、受入準備の指示（関係課に対し窓口職員、現地活動調整職員の選任と自衛隊への連絡を指示）</li> </ul>
広報課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害対策本部への問い合わせ電話をモニターし、不要不急の電話が多い場合は、放送機関へ「打ち消し」広報を要請</li> <li>○ 職員に対し住民等からの問合せへの対応要領（災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板の利用要請、不要不急の問合せ自粛要請、自動応答電話の設定等）を徹底</li> <li>○ 住民等へ→出火防止・初期消火、近所の安否確認及び救出呼びかけ（広報）（+消防本部、消防団）</li> <li>○ ガスの元栓の閉栓、火気の取扱注意、通電火災防止（避難時のブレーカー一断を含む）の呼びかけ（広報）（+消防本部、消防団）</li> <li>○ 津波警戒（避難）、余震警戒、危険家屋への立ち入り注意、斜面への接近注意等の呼びかけ（広報）</li> <li>○ コミュニティFM、CATV、放送機関へ協定に基づき放送要請</li> <li>○ 住民に対し軽傷の場合は病院ではなく避難所等に設置の医療救護所で受診するよう呼びかけ（+医療衛生課）</li> <li>○ 交通機関の運行状況等の広報や放送機関への放送要請</li> <li>○ 災害対策本部機能の確保（庁舎の安全確認、自家発電機の作動確認、燃料確保、故障の場合は早期修復措置）</li> <li>○ 所管車両の保全</li> </ul>
庁舎管理課	
人事課、職員課	市町村職員の参加状況把握、安否確認
税務課	住家被害調査体制の確立
財政課	災害時財政方針（資金調達、各種制度活用等）の確認・作成

道路・建設課	○ 管内及び周辺の道路・交通状況の把握
建築・住宅課	○ 危険家屋への立ち入り注意広報開始（＋広報課）
	○ 心身危険度判定体制の確立
水道課	○ （行政応急危険度判定士による）重要施設の応急危険度判定開始
	○ 水道施設の被害状況把握
	○ 断水状況・断水地域の把握
	○ 避難者・被災者への応急給水方針検討
健康福祉課	○ 関係施設の被害状況の把握
医療衛生課	○ 要援護度の高い在宅災害時要援護者への支援体制（自宅訪問体制等）の確立
	○ 医療施設の被害状況把握
	○ 医療救護班の出動を要請
商工観光課	○ 住民に対し軽傷の場合は病院ではなく避難所等に設置の医療救護所で受診するよう呼びかけ（＋広報課）
	○ 備蓄物資の放出体制確立
	○ ごみ・し尿処理施設の被害状況把握
環境課	○ 遺体安置予定施設の被害状況把握
	○ 避難所運営担当職員（住民の自主運営施設を除く）（＋教育課）
市民課	○ 避難所開設状況（数、種類、収容避難者数等）把握（＋教育課）
	○ 避難所運営要員の不足が予想されるためボランティアの協力要請を検討
教育課	○ 関係施設の被害状況の把握
	○ 児童・生徒の安全確認開始
	○ 避難所運営担当職員（住民の自主運営施設を除く）（＋市民課）
	○ 避難所開設状況（数、種類、収容避難者数等）把握（－市民課）
	○ （津波からの避難）自主防災組織、消防団による避難誘導等
消防本部、消防団	○ 生き埋め現場（数）の把握・救出
	○ 火災発生地域では消防職員・消防団員を中心に延焼防止活動
	○ 住民等へ出火防止・初期消火、近所の安全確認及び救出呼びかけ（広報）（＋広報課）
	○ ガスの元栓の閉栓、火気の取扱注意、通電火災防止（避難時のプリンカー一断を含む）の呼びかけ（広報）（＋広報課）

表2 活動主体別対応シナリオ (全体シナリオ・ひな型) - 2・3時間~1日 - (震度6強、早朝の地震発生)

被害シナリオ	(略)	2・3時間~1日 (略)
活動主体別対応シナリオ	<p>防災主管課 (災害対策本部事務局)</p> <p>&lt;自宅損壊等により職員及びその家族に死傷者が発生、自宅周辺で火災・生き埋めが発生、加えて道路・交通事情の悪化により、参集に支障をきたす職員が多い。また、参集途上で生き埋め、火災現場に遭遇した職員にはその場に留まり活動するものもいる。その結果、職員参集率は発震後1日経過後も1割程度にとどまる&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全体活動指揮・調整</li> <li>○ 管内被害情報の収集 (特に初動期必須情報の収集) を継続</li> <li>○ 関係機関との情報連絡・情報共有の継続</li> <li>○ 関係機関 (被害状況、市町村の対応状況等) を報告</li> <li>○ 電力会社へ防災基幹施設の電力の早期復旧要請または電源車の配置を要請 (+庁舎管理課)</li> <li>○ 広域応援職員 (部隊)、自衛隊派遣部隊の受入体制の確立状況の確認 (+関係課) 及び応援職員 (部隊) の配置方針決定 (+災害対策本部員会議)</li> </ul>	<p>2・3時間~1日 (略)</p>
シナリオ	<p>広報課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害対策本部へ不要不急電話が多い場合の放送機関への「打ち消し」広報要請を継続</li> <li>○ 職員に対し住民等からの問合せへの対応要領徹底を継続</li> <li>○ 住民等へ出火防止・初期消火、近所の安否確認及び救出呼びかけ (広報) 継続 (+消防本部、消防団)</li> <li>○ ガスの元栓の閉栓、火気の取扱注意、通電火災防止広報継続 (+消防本部、消防団)</li> <li>○ ガス供給停止措置により小規模ガス漏れ解消に伴う安心広報</li> <li>○ 余震警戒 (避難)、危険家屋への立ち入り注意、斜面への接近注意等の呼びかけ (広報) 継続 (+消防団等)</li> <li>○ コミュニティ FM、CATV、放送機関等を通じた被災者等への呼びかけ・情報提供等</li> <li>○ 応援自治体、ボランティア等向けの情報提供を開始</li> <li>○ (観光客等の滞留が多い場合) マイカーの観光客道路情報提供 (旅館・ホテル、観光協会等を介して) (+商工観光課)</li> <li>○ 軽傷者への避難所設置医療救護所利用を促す広報継続 (+医療衛生課)</li> <li>○ 管内及び周辺の道路・交通状況のHP上での発信 (+道路・建設課)</li> <li>○ プレスルーム確保、記者発表時刻の定時化などをマスコミへ明示</li> </ul>	
シナリオ	<p>庁舎管理課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害対策本部機能の確保継続 (庁舎の安全確認、自家発電機の作動確認、燃料確保、故障の場合は早期修復措置)</li> <li>○ 電力会社へ防災基幹施設の電力の早期復旧要請または電源車の配置を要請 (+防災主管課)</li> <li>○ 緊急通行車両の手続き</li> </ul>	
シナリオ	<p>人事課、職員課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職員の参集状況把握、安否確認継続</li> </ul>	
シナリオ	<p>税務課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住家被害調査第一次判定 (全壊判定) 開始</li> </ul>	
シナリオ	<p>財政課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時財政方針 (資金調達、各種制度活用等) の確認・作成継続</li> </ul>	
シナリオ	<p>道路・建設課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 管内及び周辺の道路・交通状況の把握継続</li> <li>○ 管内及び周辺の道路・交通状況のHP上での発信開始 (+広報課)</li> <li>○ 重要道路の啓開 (必要重機調達、救出現場と重機調整)</li> </ul>	
シナリオ	<p>建築・住宅課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 危険家屋への立ち入り注意広報継続 (+広報課)</li> <li>○ 重要施設の応急危険度判定継続</li> <li>○ 一般建築物の応急危険度判定開始</li> <li>○ 応援応急危険度判定士のコーディネート開始</li> </ul>	
シナリオ	<p>水道課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 水道施設の被害状況把握継続</li> <li>○ 断水状況・断水地域の把握継続</li> <li>○ 医療機関等への優先給水 (+医療衛生課)</li> <li>○ 避難者・被災者への応急給水開始</li> <li>○ 水道施設復旧方針の策定</li> </ul>	

健康福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害救助法の適用の要請</li> <li>○ 避難者の見守り体制の確立（＋市民課、教育課）</li> <li>○ 福祉避難所（必要なケアのできる学校の教室でも可）の確保と被災者の状況に応じた福祉避難所へ収容（＋市民課）</li> <li>○ 要援度の高い在宅災害時要援者への支援（自宅訪問等）</li> <li>○ ボランティア等の協力を得て在宅の被災生活困難者への支援体制を確立</li> <li>○ 避難所における同行ベットの適正飼養</li> </ul>	
医療衛生課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療施設の被害状況把握継続</li> <li>○ 医療救護班出動要請継続</li> <li>○ 医療機関へ優先給水（＋水道課）</li> <li>○ 防疫・保健衛生体制の確立</li> <li>○ 傷病者等の後方搬送体制確立（＋消防本部）</li> </ul>	
商工観光課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 食糧・水・毛布等の安定供給体制確立へ向けて協定業者へ応援協力要請</li> <li>○（観光客等の滞留が多い場合）マイカーの観光客道路情報提供（旅館・ホテル、観光協会等を介して）（＋広報課）</li> <li>○ 車を持たない観光客のために必要に応じて旅館等を避難所扱いとすることを検討（＋市民課）</li> <li>○ ガス供給停止地域の把握、炊飯のための携帯ガスコンロ配布方針の検討（＋市民課、教育課）</li> </ul>	
環境課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ごみ・し尿処理施設の被害状況の把握継続</li> <li>○ 災害廃棄物・し尿処理の基本方針策定</li> <li>○ 避難所等への災害用トイレの設置</li> <li>○ 災害廃棄物取扱保管場所の確保</li> </ul>	
市民課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 遺体安置場所及び棺・ドライアイスの確保、火葬施設の被害状況把握・火葬の手配</li> <li>○ 避難所運営担当職員の配置継続（住民の自主運営施設を除く）（＋教育課）</li> <li>○ 避難所開設状況（数、種類、収容避難者数等）把握継続（＋教育課）</li> <li>○ 避難者の見守り体制の確立（＋健康福祉課、教育課）</li> <li>○ 福祉避難所（必要なケアのできる学校の教室でも可）の確保と被災者の状況に応じた福祉避難所へ収容（＋健康福祉課）</li> <li>○ 避難所運営でボランティアの協力を得る（以後継続）</li> <li>○ 車を持たない観光客等のために必要に応じて旅館等を避難所扱いとすることも検討（＋商工観光課）</li> <li>○ 津波からの退避が長時間に及んだ場合は避難所を開設（＋教育課）</li> </ul>	
教育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係施設の被害状況の把握継続</li> <li>○ 児童・生徒の安否確認継続</li> <li>○ 避難所運営担当職員の配置継続（住民の自主運営施設を除く）（＋市民課）</li> <li>○ 避難所開設状況（数、種類、収容避難者数等）把握継続（＋市民課）</li> <li>○ 避難者の見守り体制の確立（＋健康福祉課、市民課）</li> <li>○ 津波からの退避が長時間に及んだ場合は避難所を開設（＋市民課）</li> </ul>	
消防本部、消防団	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;生き埋め現場（数）の把握は通信手段、人手不足のため困難をきわめる。消防職員・消防団員による消火活動、道路事情悪く消火使用不能のため消火活動は困難をきわめる。延焼火災発生地域では消防職員・消防団員が消火活動に従事。激甚被害地域が狭域の場合は地震発生5～6時間後から応援が入り始める。&gt;</li> <li>○（津波からの避難）自主防災組織、消防団による避難誘導等継続</li> <li>○ 生き埋め現場（数）の把握・救出継続。救出担当区域の調整（＋警察、自衛隊）</li> <li>○ 住民等へ出火防止・初期消火、近所の安否確認及び救出呼びかけ（広報）継続（＋広報課）</li> <li>○ ガスの元栓の閉栓、火気の取扱注意、通電火災防止広報継続（＋広報課）</li> <li>○ 救急車の緊急事案への優先活用徹底及び重傷者等の後方搬送体制確立（＋医療衛生課）</li> <li>○ 消防本部、消防団を中心とした延焼防止活動の継続</li> </ul>	

表3 活動主体別対応シナリオ（全体シナリオ・ひな型） 一地震後1日～3日一（震度6強、早朝の地震発生）

被書シナリオ	活動主体別対応シナリオ
<p>(略)</p> <p>防災主管課 (災害対策本部事務局)</p> <p>広報課</p> <p>庁舎管理課</p> <p>人事課、職員課</p> <p>税務課</p> <p>財政課</p> <p>道路・建設課</p> <p>建築・住宅課</p> <p>水道課</p>	<p>(略)</p> <p>1日～3日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全体活動指揮・調整</li> <li>○ 管内被害情報の収集を継続</li> <li>○ 関係機関との情報連絡・情報共有の継続</li> <li>○ 県へ統報（被害状況、市町村の対応状況等）を報告</li> <li>○ 電力会社へ防災基幹施設の電力の早期復旧要請・電源車の配置要請継続（+庁舎管理課）</li> <li>○ 広域応援職員（部隊）、自衛隊派遣部隊の受入及び活動調整（+関係課）</li> <li>○ 外部委託可能な業務の選別と委託実施（+財政課）</li> <li>○ 記者発表ルールに基づきマスコミ発表継続</li> <li>○ (前半) 災害対策本部へ不要不急電話が多い場合の放送機関への「打ち消し」広報要請を継続</li> <li>○ 余震に伴う崖崩れ警戒広報継続、危険家屋への立ち入り注意広報継続（+建築・住宅課、通電火災危険防止広報継続（+消防本部、消防団）</li> <li>○ 車中避難者等の水分摂取不足、運動不足等によるエコノミークラス症候群への注意喚起を開始（+健康福祉課）</li> <li>○ コミュニティFM、CATV、放送機関等を通じた被災者等への支援情報提供等継続</li> <li>○ 放送機関やHPにより応援自治体、ボランティア等向けの情報提供継続</li> <li>○ 管内及び管内周辺の道路・交通（復旧）状況をHP上で発信（+道路・建設課）</li> <li>○ (観光客等の滞留が多い場合) マイカカーの観光客道路情報提供（旅館・ホテル、観光協会等を介して）継続（+商工観光課）</li> <li>○ 災害廃棄物・し尿処理方針の広報（+環境課）</li> <li>○ 災害対策本部等防災基幹施設の機能修復継続</li> <li>○ 電力会社へ防災基幹施設の電力の早期復旧要請・電源車の配置要請継続（+防災主管課）</li> <li>○ 長期化を見越し職員のローテーション計画の作成とローテーション制への移行</li> <li>○ 住家被害調査第一次判定（全壊判定）継続</li> <li>○ 災害時財政方針（資金調達、各種制度活用等）に基づく活動</li> <li>○ 外部委託可能な業務の選別と委託実施（+防災主管課）</li> <li>○ 管内及び周辺の道路・交通（復旧）状況の把握継続</li> <li>○ 管内及び周辺の道路・交通（復旧）状況をHP上で発信継続（+広報課）</li> <li>○ 重要道路の啓閉（必要重複調査、救出現場と重複調整）継続</li> <li>○ 危険家屋への立ち入り注意広報継続（+広報課）</li> <li>○ 一般建築物の応急危険度判定継続</li> <li>○ 応急危険度判定士のコーディネート継続</li> <li>○ 水道施設の被害状況把握継続</li> <li>○ 断水状況・断水地域の把握継続</li> <li>○ 医療機関等への優先給水継続（+医療衛生課）</li> <li>○ 避難者、被災者への応急給水継続</li> <li>○ 水道施設応急復旧開始</li> </ul>

健康福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難者の見守り継続（＋市民課、教育課）</li> <li>○ 避難所や自宅被災者で体調不良者等を福祉避難所へ収容（＋医療衛生課、市民課、教育課）</li> <li>○ 支援歴度の高い在宅災害時要援護者への支援継続</li> <li>○ 車中避難者等の水分摂取不足、運動不足等によるエコノミークラクサ症候群への注意喚起を開始（＋広報課）</li> <li>○ ボランティア等の協力を得て在宅の被災生活困難者への支援</li> <li>○ 避難所における同行ベットの適正飼養継続</li> </ul>
医療衛生課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療機関等へ優先給水継続（＋水道課）</li> <li>○ 避難所等での検病調査・健康診断及び防疫・保健衛生指導</li> <li>○ 重傷者等の後方搬送活動継続（＋消防本部）</li> <li>○ 医療救護班の出動要請の継続</li> <li>○ 応援医療救護班の受入体制の確立と活動調整</li> </ul>
商工観光課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難者等への救援物資の安定供給体制の確立（協定業者を中心とした調達、配送、荷降ろしまでの一貫体制の確立）（＋市民課、教育課）</li> <li>○ 避難所へテレビ設置（＋市民課）</li> <li>○ 炊飯のための携帯ガスコンロの提供を業者へ依頼、順次配付（＋市民課、教育課）</li> <li>○ （観光客等の滞留者が多い場合）マイカーの観光客道路情報提供（旅館・ホテル、観光協会等を介して）継続（＋広報課）</li> <li>○ 車を持たない観光客等のために必要に応じた旅館等へ収容（＋市民課）</li> </ul>
環境課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 火葬の手配</li> <li>○ 避難所等への災害用トイレの設置継続</li> <li>○ 災害廃棄物・し尿処理方針の広報（＋広報課）</li> </ul>
市民課	<p>&lt;避難所運営は徐々に住民の自主運営に委ねる&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難所へテレビ設置（＋商工観光課）</li> <li>○ 避難者の見守り継続（＋健康福祉課、教育課）</li> <li>○ 避難所や自宅被災者で体調不良者等を福祉避難所へ収容（＋健康福祉課、教育課）</li> <li>○ 避難者への支援を円滑に行うため避難所との間の連絡手段の確保と連絡の定時化</li> <li>○ 避難者への救援物資の安定供給体制の確立（協定業者を中心とした調達、配送、荷降ろしまでの一貫体制の確立）（＋商工観光課、教育課）</li> </ul>
教育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 車を持たない観光客等のために必要に応じた旅館等へ収容（＋商工観光課）</li> <li>○ 避難者の見守り継続（＋健康福祉課、市民課）</li> <li>○ 避難所や自宅被災者で体調不良者等を福祉避難所へ収容（＋健康福祉課、市民課）</li> <li>○ 避難者への救援物資の安定供給体制の確立（協定業者を中心とした調達、配送、荷降ろしまでの一貫体制の確立）（＋商工観光課、市民課）</li> </ul>
消防本部、消防団	<p>&lt;緊急消防援助隊、応援消防が加わり活動規模拡大。受入市町村の活動調整要員不足により応援部隊の活用が不十分な場面が多発。管内の無線通信が混信し、部隊展開が適切でなくケースも少なくない&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生き埋め現場（教）把握・救出継続、消防・警察・自衛隊との連携・救出担当区域の調整継続</li> <li>○ 後方搬送活動継続（＋医療衛生課）</li> <li>○ 延焼防止活動継続（延焼火災は鎮火へ向かう）</li> <li>○ 通電火災防止広報継続（＋広報課）</li> </ul>

表4 活動主体別対応シナリオ (全体シナリオ・ひな型) ー地震後4日～7日ー (震度6強、早朝の地震発生)

被害シナリオ	(略)	(略)
活動主体別対応シナリオ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全体活動指揮・調整</li> <li>○ 関係機関等との情報連絡・情報共有の継続</li> <li>○ 県へ統報(被害状況、市町村の対応状況等)を報告</li> <li>○ 外部委託可能な業務の選別と委託の継続(+財政課)</li> <li>○ 応援部隊等の活動調整継続(+関係課)</li> <li>○ 必要に応じ電力会社へ防災基幹施設の電力の早期復旧要請・電源車の配置要請</li> </ul>	<p>4日～7日</p>
広報課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 記者発表ルールに基づきマスキング発表継続</li> <li>○ 余震に伴う崖崩れ警戒広報継続、危険家屋への立ち入り注意広報継続(+建築・住宅課)、通電火災危険防止広報継続(+消防本部、消防団)</li> <li>○ 車中避難者等の水分摂取不足、運動不足等によるエコノミクス症候群への注意喚起継続(+健康福祉課)</li> <li>○ コミュニティFM、CATV、放送機関等を通じた被災者等への支援情報提供等継続</li> <li>○ 放送機関やHPにより応援自治体、ボランティア等向けの情報提供継続</li> <li>○ 管内及び管内周辺の道路・交通(復旧)状況をHP上等で発信継続(+道路・建設課)</li> <li>○ 災害廃棄物処理方針の広報(+環境課)</li> <li>○ 災害対策本部等防災基幹施設の機能修復継続</li> </ul>	
庁舎管理課 人事課、職員課 税務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ローテーション体制の遂行</li> <li>○ 住家被害調査一次判定～二次判定</li> <li>○ 災害廃棄物解体業務について業者との契約開始</li> </ul>	
財政課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時財政方針(資金調達、各種制度活用等)に基づく活動継続</li> <li>○ 食糧・生活必需品の供給(+商工観光課、農林水産課)</li> <li>○ 外部委託可能な業務の選別と委託の継続(+防災主管課)</li> </ul>	
道路・建設課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 管内及び周辺の道路・交通(復旧)状況をHP上等で発信継続(+広報課)</li> <li>○ 重要道路の啓開(必要重機調達、救出現場と重機調整)継続</li> </ul>	
建築・住宅課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 危険家屋への立ち入り注意広報継続(+広報課)</li> <li>○ 一般建築物の応急危険度判定継続</li> <li>○ 応急応急危険度判定士のコーディネート継続</li> <li>○ 住家被害調査を基に応急住宅対策方針策定</li> </ul>	
水道課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療機関等への優先給水継続(+医療衛生課)</li> <li>○ 避難者・被災者への応急給水継続(+市民課、教育課)</li> <li>○ 水道施設応急復旧継続</li> </ul>	

健康福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難者の見守り継続（＋市民課、教育課）</li> <li>○ 避難所や自宅被災者で体調不良者等を福祉避難所へ収容継続（＋医療衛生課、市民課、教育課）</li> <li>○ 要援護度の高い在宅災害時要援護者への支援継続</li> <li>○ 車中避難者等の水分摂取不足、運動不足等によるエロノミークラス症候群への注意喚起継続（＋広報課）</li> <li>○ ボランティア等の協力を得て在宅の被災生活困難者への支援</li> <li>○ 避難所における同行ベットの適正飼養継続</li> </ul>
医療衛生課	<p>&lt;内科的医療を必要とする者が多くなる&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療機関等へ優先給水継続（＋水道課）</li> <li>○ 避難所等での検病調査・健康診断及び避難所の防疫・保健衛生指導継続</li> <li>○ 後方搬送活動継続（＋消防本部）</li> <li>○ 応援医療救護班の受入と活動調整継続</li> </ul>
商工観光課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難者等への食糧・生活必需品の安定供給開始（＋商工観光課、農林水産課）</li> <li>○ 炊飯のための携帯ガスコンロの被災者への配付継続</li> </ul>
環境課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 火葬の手配継続</li> <li>○ 災害用トイレの設置継続及び災害用トイレからのし尿の回収開始</li> <li>○ 災害廃棄物処理方針の策定及び広報（＋広報課）</li> </ul>
市民課	<p>&lt;避難所運営は大部分を住民の自主運営に委ねる&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難者の見守り継続（＋健康福祉課、教育課）</li> <li>○ 避難所や自宅被災者で体調不良者等を福祉避難所へ収容継続（＋健康福祉課、教育課）</li> </ul>
教育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難者への救援物資の安定供給継続（＋商工観光課、教育課）</li> <li>○ 避難者の見守り継続（＋健康福祉課、市民課）</li> <li>○ 避難所や自宅被災者で体調不良者等を福祉避難所へ収容継続（＋健康福祉課、市民課）</li> <li>○ 避難者への救援物資の安定供給継続（＋商工観光課、市民課）</li> </ul>
消防本部、消防団	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 救出活動継続</li> <li>○ 後方搬送活動継続（＋医療衛生課）</li> <li>○ 通電火災危険防止広報継続（＋広報課）</li> </ul>

表5 活動主体別対応シナリオ（全体シナリオ・ひな型） 一地震後8日～（震度6強、早朝の地震発生）

被害シナリオ	（略）	8日～ （略）
活動主体別対応シナリオ	防災主管課 （災害対策本部事務局）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全体活動指揮・調整</li> <li>○ 関係機関等との情報連絡・情報共有の継続</li> <li>○ 県へ統報（被害状況、市町村の対応状況等）を報告</li> <li>○ 外部委託可能な業務の選別と委託の継続（+財政課）</li> <li>○ 応援部隊等の活動調整継続（+関係課）</li> </ul>
	広報課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 記者発表ルールに基づきマスコミ発表継続</li> <li>○ 車中避難者等の水分摂取不足、運動不足等によるエコノミクスラスタ症候群への注意喚起継続（+健康福祉課）</li> <li>○ コミュニティFM、CATV、放送機関等を通じた被災者等への支援情報提供等継続（+防災主管課）</li> <li>○ 放送機関やHPにより応援自治体、ボランティア等向けの情報提供継続（+防災主管課）</li> <li>○ 管内及び周辺の道路・交通（復旧）状況をHP上等で発信継続（+道路・建設課）</li> </ul>
	庁舎管理課	○ 業務（屋）の変化に応じローテーション体制を随時見直す
	人事課、職員課	○ 生家被害調査二次判定継続
	税務課	○ 災害廃棄物解体業務について業者との契約業務継続
	財政課	○ 災害時財政方針（資金調達、各種制度活用等）に基づく活動継続
		○ 食糧・生活必需品の安定供給継続（+商工観光課、農林水産課）
	道路・建設課	○ 管内及び周辺の道路・交通（復旧）状況をHP上等で発信継続（+広報課）
		○ 重要道路の啓閉継続
	建築・住宅課	○ 応急仮設住宅・住宅応急修理需要の把握
	水道課	○ 避難者・被災者への応急給水継続
		○ 医療機関等へ優先給水継続（+医療衛生課）
		○ 水道施設応急復旧継続
	健康福祉課	○ 避難者の見守り継続（+市民課、教育課）
		○ 避難所や自宅被災者で体調不良者等を福祉避難所へ収容継続（+医療衛生課、市民課、教育課）
		○ 要援護度の高い在宅災害時要援護者への支援継続
		○ 車中避難者等の水分摂取不足、運動不足等によるエコノミクスラスタ症候群への注意喚起継続（+広報課）
		○ ボランティア等の協力を得て在宅の被災生活困難者への支援継続
		○ 避難所における同行ベットの適正飼養継続
	医療衛生課	○ 引き続き避難者の体調管理に（特に要援護者等に対し）注意を払う（+市民課、教育課、健康福祉課）
		○ 検病調査及び健康診断、消毒の実施、避難所の防疫・保健衛生指導
		○ 内科的医療やメンタルケアを必要とする者が多くなる、応援医療救護班の受け入れと活動調整継続
		○ 医療機関等へ優先給水継続（+水道課）

商工観光課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難者等への食糧・生活必需品の安定供給継続（+農林水産課、財政課）</li> <li>○ 炊飯のための携帯ガスコンロの被災者への配付継続</li> </ul>
環境課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害用トイレからのし尿の回収継続</li> <li>○ 契約業者による災害廃棄物の解体・仮保管場所への搬入</li> </ul>
市民課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難所運営は住民の自主運営を基本とする</li> </ul>
教育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難者の見守り継続（+健康福祉課、教育課）</li> <li>○ 避難者の見守り継続（+健康福祉課、市民課）</li> <li>○ 授業再開計画の策定</li> </ul>
消防本部、消防団	

（注）8日目を以降、生活再建、復旧・復興関連の事案への膨大な対応需要が生じますが、本表では省略しています。